

令和
五 年
五 條市議会第二回臨時会会議録(第一号)

令和五年四月十七日(月曜日)

議事日程(第一号)

令和五年四月十七日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 六号 専決処分の報告について(五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正)
- 第五 報第 七号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正)
- 第六 報第 八号 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正)
- 第七 議第三十二号 令和五年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(九名)

二番 谷 勝 啓
五番 吉 田 正

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|----------|-----|
| 市長 | 太田 |
| 教育長 | 田上好 |
| 理事 | 井上恵 |
| 技監 | 石田茂 |
| 市長公室長 | 善隆 |
| 総務部長 | 西本久 |
| 危機管理監 | 櫻本茂 |
| すこやか市民部長 | 中本賢 |
| あんしん福祉部長 | 保本雅 |
| 産業環境部長 | 谷口久 |
| 都市整備部長 | 池平富 |
| | 嶋己富 |
| | 晶長 |

| | |
|-----|----|
| 十二番 | 大谷 |
| 十一番 | 藤富 |
| 十番 | 吉田 |
| 九番 | 山口 |
| 八番 | 山塚 |
| 七番 | 福本 |
| 六番 | 岩本 |
| | 窪佳 |
| | 龍美 |
| | 恵子 |
| | 雄子 |
| | 龍美 |
| | 恵子 |
| | 雄子 |

事務局職員出席者

| | |
|----------------|---------|
| 教育部長 | 名 迫 雅 浩 |
| 西吉野支所長 | 岡 民 長 |
| 大塔支所長 | 吉 川 佳 秀 |
| 会計管理者 | 柴 林 淳 子 |
| 水道局長 | 柴 田 裕 彦 |
| 総務部次長・財政課長事務取扱 | 戸 野 哲 |
| 事務局長 | 西 峯 久 美 |
| 事務局次長 | 小 田 光 章 |
| 事務局次長補佐 | 辰 巳 大 輔 |
| 事務局総務係長 | 神 農 典 子 |
| 速記者 | 福 本 光 希 |

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、令和五年五條市議会第二回臨時会を開会いたします。

本日、令和五年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、令和五年度五條市一般会計補正予算案などが提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励を頂きますとともに円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせておりますので、御了承願います。この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面向って右側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

なお、演壇で発言または質問席で質問される方は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）動議を、意見を申し上げたいと思います。

三月定例会におきまして、議長不信任案が可決になっております。その上で、賛成した者が、議長が議長席に座った後、退席いたしました。そして、今回、本議会において議長が再び議長席に座っておられますが、三月定例会は副議長で閉会をしております。そのまま何もなかったかのように、議長が現在そこに着かれるということは、どうも納得できません。しかしながら、太田市長にとりましては、今臨時議会が最終の議会でございます。そういったところを、議長としてしっかりと説明責任を果たすとともに、この議長不信任があったということを重く受け止めていただいた行動を取っていただきたいと思えます。

このまま私も出ることはやぶさかではございませんが、やはり太田市長の最終の臨時議会ということもございまして、このまま私は会議に残りますけれども、議長不信任案がそのまま可決した状態で、その後何も動きがないというのは、私はどうも納得できないので意見として言わせていただいた次第でございます。

以上です。

〔「議運委員長、暫時休憩しろよ」の声あり〕

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

去る四月一日に就任されました井上恵充教育長から発言の申し出がありますので、発言を許します。井上教育長。

〔教育長 井上恵充登壇〕

○教育長（井上恵充）ただいま、議長より発言の許可を頂きましたので、就任の御挨拶を申し上げます。

先日開会されました三月定例会では、私、井上惠充に対する五條市教育委員会教育長の任命につきまして御同意頂き、誠にありがとうございました。

昭和六十二年に県立高等学校の教員に採用され、大宇陀高等学校や五條高等学校、青翔高等学校で理科の教諭として教鞭を執らせていただきました。

また、奈良県教育委員会では、学校教育課の指導主事、教職員課の管理主事を務めさせていただきました。その後、奈良県地域振興部教育振興課の課長補佐、奈良高等学校の教頭を経て、大淀高等学校校長、そして、地元の五條高等学校校長を務めさせていただきました。新年度を迎え、既に任期が始まっているところですが、目まぐるしい日々を過ごす中で、その重責を感じているところでございます。

近年、五條市では、先人や地域住民の方々をはじめとする多くの皆様の御尽力とお力添えにより、学校適正化事業や認定こども園整備事業、西吉野農業高等学校魅力化推進事業など多くの事業に取り組み、子供たちの新たな教育環境の礎を築いていただきました。

微力ではありますが、これまでの五條市の教育に関わる取組をしっかりと引き継ぎながら、私自身の経験を生かし、また、県の教育行政との連携を一段と強め、五條市の教育の充実と発展に尽力してまいりたいと考えております。

今後の五條市のまちづくりにおける教育の役割をしっかりと認識し、誠心誠意職務を遂行してまいりますので、議員の皆様方の一層の御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）次に、職員の人事異動がありましたので、この際、石田理事から御紹介を頂きます。石田理事。

〔理事 石田茂人登壇〕

○理事（石田茂人）失礼いたします。議長から発言の許可を頂きましたので、去る四月一日付定期人事異動により異動がありました職員につきまして紹介をさせていただきます。

なお、紹介は議場における理事者席の者のみとし、その他の職員については割愛をさせていただきます。

前職及び敬称については、省略させていただきます。

それでは、機構順に紹介をさせていただきます。

私、理事の石田茂人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市長公室長の西本久雄でございます。
すこやか市民部長の久保雅彦でございます。

産業環境部長の平己富長でございます。

都市整備部長の池嶋 晶でございます。

水道局長の柴田裕彦でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（吉田雅範）職員の紹介が終わりました。

○議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
暫時休憩いたします。

午前十時十三分休憩に入る

午前十時四十六分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

先ほど山口議員から動議が出され、その説明は、大変理にかなったお話であったのかなというふうに感銘を受けました。また、私にとっても身に余る光栄だと、うれしく思っているところであります。

本日ここに、令和五年五條市議会第二回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症ですが、特段の事情がない限り五月八日から季節性インフルエンザと同じ五類に移行し、感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるとされています。

大型連休を控え、旅行者数の回復が見られる中、一方では、新規感染者数は前の週を上回り増加傾向となっています。市民の皆様には、今後とも引き続き御理解と御協力をお願いしたいと思います。

また、四月十一日には、本市出身の読売巨人軍、岡本和真選手を観光大使として、東京ドームで委嘱状を交付させていただきました。岡本選手には、五條市の魅力を存分にアピールしていただけることと期待をしております。

さて、本臨時会においては、専決処分の報告、五條市一般会計補正予算を提出いたしておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。配付漏れはございませんか。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|
| 十二番 | 大 | 谷 | 龍 | 雄 | 議員 |
| 二番 | 谷 | | 勝 | 啓 | 議員 |
| 五番 | 吉 | 田 | | 正 | 議員 |

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月十日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、さきに御通知申し上げましたとおり、本日一日といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは、本臨時会に提出の諸議案について御説明を申し上げます。

まず、報第六号 専決処分の報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき専決処分をしたため報告を行うものであります。

次に、報第七号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、令和五年度の市税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたため報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、令和五年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき専決処分をしたため報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第三十二号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二億六千四百四十四千円を追加し、総額百八十一億一千四百四十四千円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業としての市内の全世帯に支援金を給付する事業の補正等を追加するものであり、財源につきましては、全額国庫支出金を見込みまして補正予算を編成しております。

以上がこのたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位には、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第六号 専決処分報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程頂きました報第六号 専決処分の報告について（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和五年三月三十一日に公布されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和五年三月三十一日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページから四ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、附則第十条の二第三項から第二十五項まで、地方税法において、法改正に伴う一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

次に、第二条の五條市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、附則第二項から第六項につきましては、地方税法において、法改正に伴う一項の項ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行っております。

本則は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の四ページ下から四行目から五ページを御覧頂きたいと存じます。
続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず、第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では、固定資産税について、また、第三条では、都市計画税についてそれぞれ経過措置を定めております。
以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第六号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に、日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第七号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）ただいま上程頂きました報第七号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例及び五條市都市計画税条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和五年三月三十一日に公布されたことに伴い、令和五年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和五年三月三十一日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づきその旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書八ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず第四十六条におきましては、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等において、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第四十八条におきましては、法人市民税の申告納付等において、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第五十条におきましては、法人市民税に係る不足税額の納付等の手続において、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次に、第九十八条及び第一百一条におきましては、たばこ税の申告納付等の手続において、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次に、附則第八条におきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を三年間延長するものがございます。

次に、附則第十条におきましては、法附則第六十四条が削除されることに伴う改正でございます。

次に、附則第十条の二におきましては、法附則第六十四条が削除されることに伴い第二十七条を削除するものがございます。

また、法附則第十五条の九の三第一項に規定する市町村の条例で定める割合を三分の一とするよう新たに定めるものがございます。

次に、附則第十条の三におきましては、法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について減額の適用を受けようとする者がすべき申告について第十二項を新たに定め、併せて文言の整理を行うものがございます。

次に、九ページ、上から十行目、附則第十条の四及び次の附則第十条の五におきましては、固定資産税の特例について二年間延長するものがございます。

次に、附則第十条の六におきましては、令和二年七月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を新たに定めるものがございます。

次に、十一ページ上から十二行目、附則第十五条の二を削除し、附則第十五条の二の二を附則第十五条の二に改めるものがございます。

次に、附則第十五条の六及び附則第十六条におきましては、軽自動車税の特例規定を削除し、それに伴う文言の整理を行うものがございます。

次に、十二ページ、上から十三行目、附則第十六条の二におきましては、文言の整理を行うものがございます。

次に、附則第十七条の二におきましては、市民税の課税の特例を三年間延長するものでございます。

次に、附則第二十五条におきましては、法改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

続きまして、第二条の都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案書十二ページの下から五行目の附則第十九項において、法附則第十五条の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

本則は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧頂きたいと存じます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

まず、第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では、固定資産税について、第三条では、軽自動車税について、また、第四条では、都市計画税について、それぞれ経過措置を定めております。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に、日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第八号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程頂きました報第八号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和五年三月三十一日に公布され、令和五年四月一日から施行されることに伴い、令和五年度における国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和五年三月三十一日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

主な改正内容につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定の所得基準を引き上げるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十七ページを御覧頂きたいと存じます。

まず、第二条第三項ただし書き中及び第二十一条第一項中、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を二十万円から二十二万円に改正するものでございます。

次に、第二十一条第一項第二号及び同項第三号中、国民健康保険税の五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずべき金額を二十八万五千円から二十九万円に、二割軽減は五十二万円から五十三万五千円に引き上げるものでございます。

次に、第二十二条の二第二項中、規定の整備により、その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を、または雇用保険受給資格通知に改めるものでございます。

次に、附則第三項、第四項、第五項、第七項から第十項まで、第十五項及び第十六項につきましては、規定の整備を行うものでございます。最後に、附則につきましては、施行期日と適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議案説明にもありましたように、この改正は、課税限度額の改正と軽減、所得額の改正という二つに分かれているわけでありませけれども、課税限度額では、国民健康保険の課税は三つに分かれておりますけれども、そのうちの一つ、後期高齢者支援金等課税については、現在二十万円から、改正は二十二万円に引き上げることになっておりますけれども、二十万円から二十二万円に引き上げることによって、この後期高齢者支援金等課税が新たに課税される世帯数、人数はどれぐらいになるのかというのが一つですね。

その次の質問は、軽減判定所得の改正ですけれども、五割軽減基準額については、現在二十八万五千円を二十九万円と引き上げることですけれども、この引き上げによって、五割軽減の世帯数が何世帯何人ぐらい増えるのか。また、二割軽減基準額では、五十二万円を、改正では五十三万五千円に引き上げることですけれども、この引き上げによって二割軽減世帯が、新たに軽減される世帯が何世帯何人になるのか、その辺をちよつと答弁していただけますか。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今、課税限度額及び軽減額の五年度の見込みというお問合せだと思いますが、令和五年度に関しましては、あくまでも四年度の所得に基づき計算されますので、今現在、所得情報がまだ確定していないものでございますので、幾らになるかという計算はまだできてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）課税限度額を引き上げるということは、正確な数字は分かれへんでも、今まで後期高齢者支援金等の課税がかかってなかった人でも何世帯、何人かは増えるということになると思いますが、皆さん方も御存じのように、国民健康保険法という法律があります。この法律のポイントは、国民健康保険事業については、やはり国民からたくさん税金を預かっている国が一番大きな責任を持たなければな

らないと、このようになっていくわけですね。したがって、今回、国民の中の所得の多い方に課税をするということになりますけれども、やはり国民健康保険法のこの趣旨を踏まえて、この議案提出については判断されるように求めておきたいというように思います。以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に、日程第七、議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三十二号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）ただいま上程されました、議第三十二号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第一号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ二億六千四百四十四千円を追加し、その総額を百八十一億一千四百四十四千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明を申し上げます。

五ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の二億一千八百五十四万四千円でございますが、市民への物価高騰支援として、住民税非課税世帯以外の世帯に一世帯当たり八千円を、住民税非課税世帯に対して一世帯当たり三万円を給付するため、所要の額を計上するものでございます。

財源につきましては、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費の四千二百五十万円でございますが、子育て世帯への支援として、ひとり親世帯や非課税の子育て世帯に対して児童一人当たり五万円を給付するため、所要の額を計上するものでございます。

財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

歳入予算につきましては、国庫支出金において二億六千四百四万四千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）市民への物価高騰対策として、非課税世帯以外の世帯に一世帯当たり八千円、大変ありがたいと思えますねけど、この給付の方法と時期についてお伺いします。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）七番岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

今年度の市民税が確定した、令和五年六月一日を基準日といたしまして、令和五年度の住民税均等割が非課税の世帯に対して一世帯当たり三万円、また、その他の世帯に対しまして一世帯当たり八千円をそれぞれ現金給付するよう計画したものでございます。

方法といたしましては、口座振込等を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今までののは券とかでしたけど、今は現金給付ですか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。少しでも早く市民の方にお届けさせていただくということで、今回は現金給付のほうを考えさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今、口座振込ということで御答弁頂いておりますけれども、口座振込、いわゆる口座を持ってない方、何らかの理由で口座を持っていらっしゃらない方、持てない方がおられると思うんですが、その方の対応をどのようにお考えになっておられるのか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

基本は口座振込を考えておりまして、それぞれの方に確認書というのを事前に御通知させていただこうと思っております。

そしてまた、その確認書を見させていただきまして、どうしても無理な方には、窓口で担当のほうと、どういう方法が一番いいのかというのを考えさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そういう方が、いわゆるそういった交付金を必要とされる方であろうかと思えます。適切な方法を早急に検討していただいて、口座振込以外の方法も必要であるということをお伝えさせていただきたいと思えます。

そして、国のほうで、この三月二十二日に内閣府から出ましたこの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加ということで、いわゆる地方創生交付金の増額、国として、低所得世帯に五千億円、事業応援メニューとして七千億円が計上されて、その配分として五條市

に、今回上程されております額になろうかと思えます。

そういった中で、太田市長におかれましては、もう退任月におきましても精力的に観光大使の称号を贈ったり、またいろんなところと協定を結んでいただき、最後まで五條市のために御尽力頂いておりますこと、心から敬意を表したいと思います。

そして、この政府から出されております、いわゆる推奨事業メニューというのがあるんですけれども、この部分を五條市は一世帯当たり八千円を給付するという形になっておろうかと思うんです。それは全世帯に八千円頂ければ、物価高騰対策のいわゆる一助になるかと思うんですけれども、政府から出されております支援メニューの中に、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援といたしまして、いわゆるLPGガスの費用や街路灯の維持を含めエネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業や商店街、自治会等の負担緩和や省エネ取組支援のほか、中小企業の賃上げ、環境の整備などの支援が可能であるというメニューが出されました。

私の住んでおります田園の自治会でも防犯灯がたくさんございまして、その中で年間の防犯灯は約百万円の電気代が必要となってございます。いろんなメニューがこうしてあるわけですけれども、この八千円に至ったということについて、ちよつと市長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田雅範） 太田市長。

○市長（太田好紀） 山口議員の質問にお答えを申し上げます。

いろいろと国の推奨されているものがたくさんあります。そして、その中で大変協議したわけなんですけれども、やはり物価高騰ということで、一番、市民の皆さんにどれが特効薬になるかということを前提に考えております。山口議員からも公明党からもいろんな要望書を出されております。それも拝見をして、どれがいいのかなということを考えてんですけども、先ほど部長からお話があったように、やはり現金給付もわかりですけども、今一番大事なときで、今すぐに欲しいという方がたくさんおられるという、そういう中においては、早く支給するのはやはり一世帯当たり八千円というのが一番ベストであろうかなと。いろいろ引きしたら、金額が下がってしまったらその効力はすぐく薄れてしまう。確かに事業所やいろんなこと、集会所やいろんなこともこれらには書かれております、国の政策においては。でも、一番困っているのは一般市民の方であろうかなと。そういう中においては、当然、そのことを重視しながら進めるのが一番いい。それと早く渡せる方法はどうかということが一番重要になってきたのかなと思えます。

それともう一つは、非課税世帯と、そして、その隙間があります。これ九千三百世帯が非課税世帯以外の分があるんですけれども、その中

でもやっぱり困っている方はたくさんおられますので、その全体のバランスを考えたときに、やはり公平な形の中で、やはり全体のバランスを考えてやるのが一番ベストかなという、そういう思いもありました。私もこれが最後になりますので、市民の皆様の一つでも早く給付できるような体制を取るのが一番望ましいというので、今回もこの臨時議会を開いていただきました。でも、私は、議会はやはりチェック機能であり、当然、議会の議決を得てこういう形で進めるべきだということで、早々に臨時議会を開いていただいたことにも改めて感謝をしておりますし、今後はやはり市民の皆さんのことを第一に考えていくのが一番ベストであろうかなという、そういう思いで考えております。

今後、また第二弾、第三弾という形の中で出てきたときにおいては、あらゆる形の幅広い考え方で、また次の市長が考えていただいたらよからうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田雅範）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）議会を重きに置いていただいたの臨時議会、ずっと太田市長におかれましては、専決処分をせずに議会でいろんな審議をさせていただきましたことを改めまして心より感謝申し上げます。

また、私どももしっかりと市民のお役に立てる議員を目指して頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼申し上げます。

太田市長におかれましては、平成二十三年四月二十四日から、市長として三期十二年にわたり本市の発展のため専心御尽力を頂きましたことに改めて敬意を表し、衷心より感謝を申し上げます。

市長をはじめ理事者各位には、市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和五年五條市議会第二回臨時会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重御審議の上、原案のとおり御議決を頂き、誠にありがとうございました。

議員各位には、時節柄一層御自愛を頂き、市民福祉向上のため議員活動に御精励を頂きますようお願い申し上げます、三月定例会でも御挨拶しましたけれども、改めて皆様に、最後の議会となりますので、心からお礼を申し上げます、御挨拶に代えさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（吉田雅範）これもちまして、令和五年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午前十一時三十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 雅 範

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 署 名 議 員 | 署 名 議 員 | 署 名 議 員 |
| 吉 田 | 谷 勝 | 大 谷 龍 |
| 正 | 啓 | 雄 |

